

○高知県高度経営支援推進事業 外部委嘱員募集要綱

1. 事業内容

(別紙) 高知商工会議所 経営支援エキスパート事業 参照

2. 応募対象者

- ・各種補助金申請等の企業支援に携わり、申請書類を成したことがある者
- ・下記、応募方法記載の資料を提出できる方
- ・適格請求書発行事業者^{*}であること

^{*}インボイス発行事業者の事。なお登録申請中でも要件を満たす。

3. 応募方法

採用試験申込書・自己紹介欄(独自書式でも可)及び過去に作成した補助金申請書・事業計画書・企画書等(※事業所名等を匿名化したもの・かつ支援先事業者の同意を得たものに限る)を同封のうえ「14.連絡先」へ期日までに送付すること(必着)

4. 応募期間 令和5年2月24日(金)～令和5年3月9日(木)

5. 選考方法(合格可否は文書で通知)

- (1) 1次選考: 上記提出書類による書類選考
- (2) 2次選考: 上記提出の補助金申請書等に対するヒアリング及び1次面接
- (3) 3次選考: 2次面接

6. 2次選考日 令和5年3月16日(木)

7. 3次選考日 令和5年3月26日(日)(予定)

8. 採用場所 高知商工会議所または須崎商工会議所を予定

9. 契約期間 令和5年4月～令和6年3月(採用予定日: 令和5年4月10日付)

10. 採用予定数 経営支援エキスパート 2名

11. 報酬等 25,000円/日(消費税別)

12. 旅費 業務により生じる旅費は当会規定に基づき支給

13. 社会保険等 各種社会保険・労働保険なし、住宅手当等の支給は致しません

14. 連絡先 高知商工会議所 (担当: 高橋・岡林)

〒7780-0870 高知県高知市本町1丁目6番24号

TEL: 088-875-1177 FAX: 088-873-0572

E-mail: n.takahashi-kochi@cciweb.or.jp

(別紙) 高知商工会議所 経営支援エキスパート事業

1. 制度設立の背景

平成30年度から令和4年度までの5年間、「高知県経営発達支援推進事業」として県内各ブロックに経営支援コーディネーター8名、県連合会にスーパーバイザーを1名設置し、経営指導員と共に、小規模事業者の経営計画策定及び実行支援を実施した。令和4年度の事業評価において、経営指導員の支援能力・資質の向上に一定の成果が図られ、各地域の商工業者支援では標準的な難易度の支援案件に対し独力で対応可能となってきたとの評価に達し、当該事業が終了することとなった。

令和5年度からは、小規模事業者の新事業への転換、及び資金繰りの悪化した小規模事業者の事業再生など、高度な経営支援案件に特化して対応すべく、高知商工会議所及び須崎商工会議所に経営支援エキスパートを新たに配置する。

2. 事業内容

(1) 目的

商工会議所の経営指導員が取り組み支援する、小規模事業者の新事業への転換（事業再構築補助金・ものづくり補助金・新事業チャレンジ支援補助金等）、及び資金繰りが悪化した小規模事業者の事業再生（経営改善計画書の作成）など、高度な経営支援案件に特化して対応すべく、各商工会議所経営指導員と連携しつつ、包括的な支援・サポートを実施する。

(2) 配置場所 高知商工会議所及び須崎商工会議所に各1名を予定

(3) 勤務日数 商工会議所営業日につき週3～5日を想定

(4) 担当地区 原則、高知商工会議所に配置された場合は高知及び安芸商工会議所を担当、須崎商工会議所に配置された場合は須崎、中村、宿毛、土佐清水商工会議所を担当する。但し、支援案件の状況により上記の担当地区以外の商工会議所への支援を行う場合もあります。

(5) 業務内容

イ 支援対象先

経営支援エキスパートは小規模事業者が求める高度な経営支援ニーズに対応する為、商工会議所からの相談事案に対し、原則、単独で県内商工会議所に訪問し、管轄地域の経営指導員と共に案件のヒアリングを行う。初回訪問時のヒアリング内容を踏まえ、専門経営指導員または管轄地域の経営指導員と協議、支援先事業所を決定する。

ロ 支援方針決定

経営支援エキスパートは支援事業者の経営課題を抽出し、経営指導員とともに支援方針を決定する。

ハ 支援体制の構築

小規模事業者の新事業転換や事業再生の為の経営計画策定・実行支援をより確かなものとするため、必要に応じて金融機関、県、市町村等の関係機関と協力した支援体制を構築する。経営支援エキスパートは小規模事業者の経営情報や支援方針等を専門経営指導員及び管轄地域の経営指導員、地域の関係機関と共有し、適切な支援に結びつける。

二 支援内容の進捗確認・評価・検証および改善策の検討、実行

当該年度は策定した経営計画及び補助金の実行支援を行うと共に、進捗管理を行い、評価・検証を実施する。必要に応じて経営計画の改善につなげ、経営計画実行段階で抽出された新たな課題についても、対応策を検討し実行支援を図っていく。

ホ 定期的な情報共有会議

四半期に一回程度、高知県商工会連合会配置の経営支援エキスパートと小規模事業者への支援体制等について情報交換を行う。

へ 小規模事業者へのフォローアップ体制

経営計画策定後の支援においては、専門経営指導員及び管轄地域の経営指導員と連携したフォローアップ体制を構築し支援する。各商工会議所で対応可能且つ効果的であると判断される場合は当該機関へ引き継ぐ。